

原議保存期間	2年(令和5年3月31日まで)
有効期間	一種(令和5年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長  
各 都 道 府 県 警 察 の 長  
(参考送付先)  
各 附 属 機 関 の 長

警 察 庁 丙 運 発 第 9 号  
令 和 2 年 6 月 9 日  
警 察 庁 交 通 局 長

認知機能検査及び高齢者講習の円滑かつ効果的な実施について（通達）

認知機能検査及び高齢者講習（以下「高齢者講習等」という。）については、「認知機能検査及び高齢者講習の待ち期間の短縮のための諸対策の強化について（通達）」（平成31年3月18日付け警察庁丙運発第9号）等により、高齢者講習等の受検・受講待ちの改善に向けた諸対策を推進しているところであるが、新型コロナウイルス感染症予防対策のため高齢者講習等が一時中止等されたことを受け、今後、受講者等の増加が予想される中、更なる対策の強化が必要となっている。

こうした情勢に鑑み、当分の間、下記のとおり、実施機関等と緊密に連携し、感染予防対策を徹底しつつ、高齢者講習等の弾力的な運用を推進し、高齢者講習等を円滑かつ効果的に実施されたい。

なお、本通達の発出に伴い、前記通達は廃止する。

記

1 新型コロナウイルス感染症予防対策の徹底

特に次の諸点に配意しつつ、運転免許センター、警察署、指定自動車教習所等の運転免許関係施設において、別途指示している感染予防対策の徹底に努めること。

- 検査室・講習室における適切な座席間隔の確保と頻繁な換気
- 運転適性検査室における入替え制による人数制限及び器材の頻繁な消毒
- 実車指導時における車内の頻繁な換気及び消毒並びに1～2名での指導
- 認知機能検査員・高齢者講習指導員等のマスクの着用と受検者・受講者に対するマスク着用の呼び掛け

2 高齢者講習等の運用の弾力化

上記1の対策を徹底した上で、実施機関等と十分な協議を行い、以下の弾力的な運用を検討すること。

(1) 認知機能検査

認知機能検査の受検者数について、補助者を1人以上置く場合には、1回当たり20

人以下まで拡大することを可能とする。

この場合、補助者は、手がかり再生のイラストを全員が確認できるよう掲示するなどの補助を行うこと。

## (2) 高齢者講習

### ア 双方向型講義

双方向型講義については、高齢者講習指導員1人につき、合理化・高度化講習対象者の別なく、概ね12人まで担当することを可能とする。

その進行に当たっては、受講者の認知機能の状況等に配慮し、視野・視力の低下をはじめとする加齢に伴う身体機能の変化について理解を深めさせるとともに、高齢者の交通事故実態、特徴、防止方策等について、教本及び視聴覚教材等を活用し、分かりやすく説明すること。その際、講義の理解度について適宜確認するなどすること。

### イ 運転適性検査器材による指導

運転適性検査器材による指導については、合理化・高度化講習対象者の別なく、1グループ概ね12人まで実施することを可能とする。この場合、視野検査器、動体視力検査器又は夜間視力検査器のいずれか1つ以上を用いた検査を行い、検査結果に応じた指導を行うこと。

受講者はいずれかの検査を受ければ足りるが、加齢に伴って機能に衰えが生じる可能性があることを理解させるため、講義を活用するなどして説明を行うこと。

### ウ 実車による指導

#### (ア) 人数

実車による指導については、合理化・高度化講習対象者の別なく、1グループ概ね6人まで実施することを可能とする。

#### (イ) 課題設定

受講者に対する課題設定については、基本的な運転技能に関する指導を重点的に行う観点から次のとおり（順不同）とし、1人当たり概ね10分以上、原則として実車を運転させ、高齢者講習における実車指導要領を踏まえた指導を行うこと。また、指導方法については、全ての課題を終了後、まとめて診断・指導を行う「まとめ診断方式」も可能とする。

- ・ 段差乗り上げ
- ・ 見通しの悪い交差点
- ・ 信号機のある交差点
- ・ 一時停止標識のある交差点
- ・ 進路変更

(注) 段差乗り上げについては四輪免許保有者に限る。

(ウ) 観察学習

受講者を車外で観察学習させる際には、その学習効果や観察場所に配慮し、受講者に負担がかからないようにすること。

(エ) 代替措置

実車の予約状況、受講者の体調、技能や降雪等の悪天候等により、実車による指導が困難な場合には、運転シミュレーター等での代替措置をとることも差し支えない。

エ 個人指導等

個人指導及び映像教養については、高齢者講習指導員1人につき1グループ概ね6人まで担当することを可能とする。

(ア) 個人指導

高齢者講習指導員1人につき概ね3人まで担当することを可能とする。この場合、受講者の人数を踏まえつつ、1人当たり概ね10分間以上の個人指導を実施すること。また、個人指導を受けている者以外の者（映像教養を受けている者を除く。）については、個人指導を受けている者に対して行われている指導等を観察学習させること。

(イ) 映像教養

加齢による身体機能の変化や危険予測等を内容とする映像教材を概ね3人まで同時に視聴させることを可能とする。

オ 実車による指導及び個人指導等の従事者

上記ウ（実車による指導）及び上記エ（個人指導等）については、高齢者講習指導員の全般的な指導の下、教習指導員資格者証の交付を受けている者等、「高齢者講習の運用について（通達）」（令和元年6月12日付け警察庁丙運発第5号。以下「講習運用通達」という。）第1の1(4)イ(ア)から(ウ)までに該当する者を指導に従事させることを可能とする。この場合、各実施機関において、当該従事者に対し、あらかじめ高齢者講習における実車指導要領及び個人指導要領について十分に教養を行い、その内容について習得させておくこと。

カ 運転頻度等問診票

講習運用通達第2の3(3)で示している運転頻度等問診票については、作成の省略を可能とするが、その内容については、実車による指導の際などに適宜質問するなどして指導に活用するよう配慮すること。

キ 二輪免許及び原付免許のみを保有する者に係る学級編成

二輪免許及び原付免許のみを保有する者に係る学級編成については、これらの

者に対して行われる運転適性検査器材による指導及び実車による指導（自動二輪車及び原動機付自転車を使用した指導）が適切に実施できる場合には、四輪免許を保有する者との合同学級を編成することを可能とする。

#### ク 講習時間配分等

各講習科目の講習時間配分については、講習運用通達別表1から別表4において示しているところ、同通達第2の4に基づく所定の指導等（同通達第2の4(3)エ(ア)「実車による指導は、別に定める実車指導要領に基づき実施し、」の部分を除く。）が適切に行われる限り、同配分にとらわれることなく、道路交通法施行規則第38条第12項第2号の表第1欄の区分に応じ、同第3欄に掲げられた時間の範囲内での効率的な実施を可能とする。

なお、各講習科目は順不同で実施して差し支えないが、本通達2(2)エ（個人指導等）は同ウ（実車による指導）より後に実施すること。

### 3 運転免許証の有効期間の末日が迫っている者への対応

運転免許証の有効期間の末日が迫っている者に対し、相談対応を強化するとともに、運転免許センター等における高齢者講習等の優先的な受検・受講の実施や、受検・受講が可能な指定自動車教習所等の実施機関の紹介を行うこと。

### 4 高齢者講習等の同日実施の推進

高齢者講習等の同日実施は、受講者の負担軽減となることはもとより、運転免許証の有効期間の末日が迫っている者に対する迅速な対応も可能となることから、その積極的な導入を検討すること。その実施に当たっては、受講者個々の認知機能検査の判定結果が他の受講者等に明らかとなることのないよう特に留意すること。

### 5 受講者等の利便性への配慮

本通達に基づく取組に伴い、指定自動車教習所等関係施設への来所者等の一層の増加が予想されることから、個別の施設の事情に応じて、公共交通機関や送迎バスの利用を呼びかけるほか、所定の駐車場所以外の教習施設の一部を安全対策を講じた上で臨時に活用するなど、受講者等の利便性に配慮した取組に努めること。